

志木市新庁舎建設工事設計業務 設計候補者選定プロポーザル実施要領

志木市が計画している新庁舎建設に伴う設計業務（基本設計及び実施設計の業務をいう。）を実施する設計候補者を選定するための公募型プロポーザルに関する詳細は、次のとおりとします。

1 趣旨・目的

現庁舎は、昭和47年に建設され、旧耐震基準であることから耐震診断を実施したところ、耐震性能が不足することが判明しました。また、建物・設備等劣化調査では、各部位で、劣化が進行し、耐用年数を超えた機器類の経年劣化が指摘され、関係法令に対する不適合も指摘されています。

このようなことから市庁舎の耐震性能の確保に対する議論を庁内外で進め、平成28年10月に「志木市新庁舎建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。策定した「基本計画」の理念や地域特性、周辺環境との調和等を十分理解し、本市が計画している“志木市らしさ”を取り入れた新庁舎建設に係る設計業務に対して、柔軟かつ高度な創造力と技術力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的とし、本プロポーザルを実施するものです。

2 業務概要

（1）業務名称

志木市新庁舎建設工事設計業務委託

（2）業務内容

- ①志木市新庁舎建設に係る基本設計業務及び実施設計業務
- ②上記①業務に係る調査業務（地質調査及び電波障害調査）
- ③上記①業務に関するその他（追加）業務

※別添「志木市新庁舎建設工事設計業務委託特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）による。

（3）履行期間

契約締結の日から平成31年2月28日を予定しています。なお、詳細は別添の「特記仕様書」によります。

（4）委託金額

委託金額は、240,000千円（消費税等額含む）を上限とし、予算の範囲内とします。

（5）事業規模・敷地条件等の設計内容

想定する事業規模等は、別添の「特記仕様書」のとおりとします。

（6）想定工事費

想定工事費の内訳は、次のとおりとしますが、可能な限り、コスト縮減を図ってくだ

さい。

- ①新庁舎建設費 55億円程度（消費税等額10%見込み）
- ②既存庁舎解体費 3.6億円程度（同上）
- ③仮庁舎費 7.8億円程度（同上）

（7）事業計画

事業スケジュールは、「基本計画」に記載のとおりを予定していますが、可能な限り、事業期間の短縮を図ってください。

（8）新庁舎建設に求める設計者像

求める設計者像は、次のとおりとします。

- ①志木市の魅力を発揮し、志木市らしさを考慮した技術提案ができる設計者
- ②創造性と実現性を両立できる設計者
- ③市民サービス及び官民連携や市民参画に関し、創意工夫と情熱及び責任感を持って取り組む設計者
- ④ライフサイクルコスト意識が高く、維持保全に配慮できる設計者
- ⑤適切な仕様、材料・器材の選定、図面整備など質の高い設計能力を持った設計者

3 参加資格及び条件

（1）参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各項目に該当している、単体企業とします。

- ①平成27・28年度志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「建築関連コンサルタント」で登録されていること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または、その構成員（暴力団の構成団体の構成員含む）若しくは、構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。また、当該企業の役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等でないこと。
- ⑥本プロポーザルへの参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、志木市の指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申し出がなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者は、その限りではない。

（2）参加条件

上記(1)の「参加資格」に併せて、本プロポーザルに参加を希望する企業体(以下、参加者という。)は、次の要件を満たしていることとします。

①技術者等の条件

- ア 管理技術者は、一級建築士であり、参加表明書提出時点で建築士法第22条の2に規定する同上に定める定期講習を受講していること。(ただし、建築士法施行細則第17条の37第1項表1一級建築士定期講習のイ欄に該当する場合を除く。)
- イ 管理技術者、建築(意匠)担当主任技術者は、参加者に所属していること。
- ウ 管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者は、各1名であること。
- エ 管理技術者が記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。
- オ 建築(意匠)担当主任技術者は、記載を求める他の分野の主任技術者を兼任していないこと。

②分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野の建築(意匠)は、再委託しないこと。
- イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計の関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士の資格者が所属し、設計に関与ができる場合は、この限りではない。
- ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計の関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士の資格者が所属し、設計の関与ができる場合は、この限りではない。

③提出者等の実績

- ア 参加者は、最近10年で、延べ面積8,000㎡以上の国または、地方自治体の同種公共施設を竣工した新築工事の設計業務を元請けで受注した実績を有し、制震構造または、免震構造の建築物の設計実績を有すること。
- イ 管理技術者は、最近10年で、延べ面積5,000㎡以上の国または、地方自治体の同種公共施設を竣工した新築設計業務全般に携わり、完了した実績を有すること。
- ウ 構造担当主任技術者は、最近10年に制震構造または、免震構造の建築物の設計実績を有すること。

(3) 参加に対する制限

次に該当する者は、本プロポーザルに参加できません。

①重複参加

参加者、協力事務所等の重複参加

②本プロポーザル関係者

本プロポーザル選定委員会の委員及びその関係者(委員が属する若しくは、関係する企業、委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者等)の参加

4 選定方法等

(1) 設計候補者選定委員会

設計候補者の選定（審査等）は、「志木市新庁舎建設工事設計業務設計候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

(2) 選定方法

設計候補者の選定は次のとおりとします。

①第1次審査

参加者の提出書類（参加表明書他提出書類）を基に「選定委員会」において審査・評価を行い、数者を選定します。

②第2次審査

ア 第1次審査で選定された参加者から提出された技術提案書の内容についてブレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、「選定委員会」で審査・評価し、最優秀者（設計候補者）、優秀者（次点）を選定します。

イ 第1次審査における審査結果は、持ち越しません。

③選定委員

選定委員会の委員構成は、次のとおりです。

分野	氏名	所属
学識者	有賀 隆	早稲田大学理工学術院学長補佐・教授（委員長）
学識者	香取 慶一	東洋大学理工学部教授
学識者	木下 庸子	工学院大学建築学部教授
埼玉県	柳沢 孝之	埼玉県都市整備部営繕課長
志木市	櫻井 正彦	志木市副市長（副委員長）
志木市	尾崎 誠一	志木市総務部長
志木市	谷澤 嘉弘	志木市都市整備部長

(3) 事務局及び書類提出先

本プロポーザルの事務局は、次のとおりとします。なお、事務局を各種提出書類等の提出先とします。

①担当 志木市 企画部 新庁舎建設推進室（市庁舎3階 政策推進課内）

②住所 〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

③電話 048(473)1111 内線2217

④e-mail shinchousha@city.shiki.lg.jp

(4) 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりです。

	実施内容	日時等
第1次審査	公告・実施要領等の配布	平成28年12月1日（木）
	配布資料に対する質疑受付	平成28年12月7日（水）
	質疑に対する回答	平成28年12月14日（水）
	参加表明書の提出	平成29年1月10日（火）～13日（金）

査	第1次審査	平成29年1月下旬
	選定等の通知送付	平成29年2月1日(水)
第 2 次 審 査	技術提案に関する質疑受付	平成29年2月8日(水)
	質疑に対する回答	平成29年2月15日(水)
	技術提案書の提出	平成29年3月13日(月)~15日(水)
	プレゼン及びヒアリング	平成29年3月下旬
	第2次審査	平成29年3月下旬
	選定等の通知送付	平成29年3月下旬以降

5 参加表明書の提出(第1次審査)

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、指定の様式に基づき、作成してください。

①参加表明書【様式1】

代表者印を押印して、提出してください。

②技術職員・資格報告書【様式2】

参加者所属の技術員及び資格について記入してください。資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格は、その他に記入します。また、複数の資格保有者は、いずれか一つの資格保有者とします。

③同種・類似業務の設計実績【様式3】

次のいずれかに該当する同種及び類似の業務実績(工事完了している物件)を5件以内で記入してください。

ア 同種の実績における対象施設は、前出「3参加資格及び条件(2)参加条件③提出者等の実績」とします。

イ 類似の実績における対象施設は、平成21年国土交通省告示第15号別添2による類型4(業務施設)の第1類または、第2類に該当する建築物(延床面積5,000㎡以上)とします。

ウ 受注形態、施設の規模等を様式に合わせ記載してください。

エ 免震構造建築物及び制震構造建築物の設計実績は、5,000㎡以上の物件とします。

オ 設計実績として記載した業務は、その契約書(鑑)の写し、業務の完了が確認できる書類の写し、施設の概要がわかる図面、写真、パース等を提出してください。

カ 受賞歴がある場合は、受賞名及び受賞年月を記載し、受賞が確認できる資料を提出してください。

④技術者等の経歴等【様式4】

ア 本業務を担当する管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者について、様式に合わせ記載してください。

イ 管理技術者及び建築(意匠)担当主任技術者について、参加者との雇用関係を

証明する資料を添付してください。なお、参加表明書を提出する日以前に参加者との直接かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を必要とします。

ウ 管理技術者は、建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写しを添付してください。

エ 実績として記載できる同種・類似業務は、前出「③同種・類似業務の設計実績」と同じとします。

オ 参加者において、新たに追加する各担当業務分野がある場合は、それぞれ主任技術者の経歴書を提出してください。

カ 受賞歴がある場合は、受賞名及び受賞年月を記載し、受賞が確認できる資料を提出してください。なお、上記③と同じ受賞の場合は、資料提出は不要です。

⑤協力事務所【様式5】

協力事務所がある場合は、様式に合わせ記載し、提出してください。

⑥業務体制【様式6】

ア 設計チームの体制、技術者の配置、組織のバックアップ体制を記載してください。

イ 設計の取組方針、重点事項、本業務で重要と認識している事項等を記載してください。

ウ 提出者において、あらたに追加する各担当業務分野がある場合についても記載してください。

エ 上記ア・イ・ウについては、A3版1枚に簡略にまとめてください。（裏面は、使用できません。）

オ 本文の文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できますが、設計内容が著しく具体的に表現されたものにならないように注意してください。

カ 参加者が特定できる記述（社名や実績の名称など）は、記入しないでください。

⑦簡易技術提案【様式7】

簡易技術提案は、「基本計画」他、志木市が策定している各種計画などを踏まえ、次の特定テーマに対する提案を求めます。

ア 特定テーマは次のとおり

○テーマ1「設計コンセプトについて」

基本計画に基づき、設計のコンセプトをまとめてください。

○テーマ2「敷地配置計画について」

現状敷地の駐車場部に仮庁舎(約3,000㎡)を建設し、事務機能を移転の後、現庁舎を解体し、新庁舎を建設することを想定しています。新庁舎及び仮庁舎の配置と来庁者の動線及び工事中の安全管理について提案を求めます。

イ テーマに対する提案は、テーマ1・2を合わせて、A2版1枚にまとめてください。（裏面は、使用できません。）

ウ 本文の文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できますが、設計内容が著しく具体的に表現された

ものとならないように注意してください。ただし、敷地配置計画は、現敷地図を使用することは可能とします。

エ 参加者が特定できる記述（社名や実績の名称など）は、記入しないでください。

⑧提出部数

ア ①から⑤まで関係資料と合わせ A4フラットファイル綴 9部

イ ⑥及び⑦は、上記とは別に9部

⑨第1次審査の評価基準

評価基準は、次表のとおり

評価項目	評価の着目点と評価基準		配点
①参加者の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。	20点
	有資格者数	有資格者数を評価する。	
	業務実績	同種・類似業務の実績を種類、規模を評価する。	
	受賞歴等	受賞歴等を評価する。	
②技術者等の評価	業務実績	同種・類似業務の実績を種類、規模を評価する。	20点
	受賞歴等	受賞歴等を評価する。	
	経験年数	実務経験を評価する。	
③業務体制の評価	組織体制	設計チームの体制、バックアップ体制を評価する。	30点
	取り組み方針・重点事項	取組方針や重点事項等を評価する	
④簡易技術提案の評価	設計コンセプト	「基本計画」の理解度、「基本計画」に対する創意工夫を評価する。	30点
	敷地配置計画	コンセプトを具体化しているか、動線・安全管理への配慮など着眼点について評価する。	

(2) 提出方法

提出方法は、次のとおりとします。

- ①提出書類は、参加表明書他関係書類を取りまとめ、前出「4 (3) 事務局及び書類提出先」に持参または、郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、以下③の提出期間までに必着とします。
- ②提出された関係書類を受領した際には、提出書類受領確認書を交付します。なお、郵送にて提出の際には、事務局より提出書類受領確認書を電子メールにて送信しますので、提出書類受領確認書の受け取りを確認した旨を返信してください。
- ③提出期間は、平成29年1月10日（火）午前9時から1月13日（金）午後5時までとします。

(3) 質疑回答

質疑回答は、次のとおりとします。

- ① 質疑の方法は、第1次審査用質疑書【様式8】により、電子メールで事務局まで送信してください。なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をしてください。
- ② 質疑事項は、第1次審査に関する内容とし、質疑書の提出は1回とします。
- ③ 質疑書の受付は、平成28年12月7日（水）午後5時までとします。
- ④ 質疑に対する回答は、一括して質疑回答書として取りまとめ、平成28年12月14日（水）午後3時頃までに志木市のホームページで公表します。なお、参加しないことが明らかな者からの質疑及び本業務に関係のない質疑については、原則、回答しません。
- ⑤ 質疑回答書は、本実施要領及び「特記仕様書」の追加または、修正事項として実施要領及び「特記仕様書」と同様に扱います。

6 技術提案書の提出（第2次審査）

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、指定の様式に基づき、作成してください。

- ① 技術提案書【様式9】

代表者印を押印して、提出してください。
- ② 設計工程及び全体概略工程表（各A3版 任意様式）
 - ア 新庁舎建設に伴う、基本・実施設計の設計工程（委託業務全ての内容）を網羅し、作成してください。
 - イ 本事業の基本設計業務着手から工事完成までの全体概略工程を作成してください。
 - ウ 参加者が特定できる記述（社名や実績の名称など）は、記入しないでください。
- ③ 業務の実施方針【様式10】
 - ア 第1次審査に提出した業務体制を基に、業務の具体的な実施方針をまとめてください。
 - イ 実施方針は、A3版1枚に簡略にまとめてください。（裏面の使用はできません。）
 - ウ 本文の文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。なお、施工技術や事業者を限定する表現とならないように注意してください。
 - エ 参加者が特定できる記述（社名や実績の名称など）は、記入しないでください。
- ④ 技術提案【様式11】
 - ア 技術提案は、「基本計画」を踏まえ、次のとおり提案を求めます。
 - テーマ1「安心・安全な庁舎について」

防災・災害復旧拠点施設としての役割を果たせる新庁舎実現のため、立地条件を勘案し、特に液状化と水害に関しては、対策を十分に考慮した、建築計画・免震・制震工法などの構造計画・建築設備計画等に関する考え方

○テーマ2「志木市らしい庁舎について」

限られた敷地の中で地域特性や周辺の自然環境などを考慮し、また、小さなまちの特徴や市民と行政の協働を通して市民力を活かした、市民に開かれ、利用しやすい庁舎実現のための建築計画及び敷地利用計画に関する考え方

○テーマ3「ライフサイクルコストについて」

庁舎としての必要な機能を満足しつつ、イニシャルコストの縮減及びランニングコストの低減を図りながらも、環境負荷並びに事業期間短縮を配慮した建築計画等に関する考え方

○テーマ4「その他独自のテーマについて」

上記3テーマ以外に「基本計画」を基に志木市の状況や将来展望を鑑み、御社の実績、経験を踏まえ、新庁舎建設に必要な課題とその解決方法について提案してください。

- イ 各テーマに対する提案は、それぞれA2版1枚にまとめてください。(裏面は、使用できません。)
- ウ 本文の文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。なお、施工技術や事業者を限定する表現とならないように注意してください。
- エ 参加者が特定できる記述(社名や実績の名称など)は、記入しないでください。

⑤設計業務委託料見積書(A4版 任意書式)

- ア 金額は、税抜き価格とします。各業務に対する内訳書を添付ください。なお、市が別に定めた基準額より、低額及び高額な見積額は、評価をしません。(下記、評価表の④設計業務委託料見積書の配点を0点とします。)

⑥提出部数

- ア ①及び⑤ 各1部
- イ ②から④ 各9部

⑦第2次審査の評価基準

次の評価表のとおり

評価項目	評価の着目点と評価基準	配点
① 設計工程及び全体概略工程	設計工程及び全体概略工程並びに施工方法等の与条件との整合性に対する的確性、創造性及び実現力を評価する。	15点
② 業務の実施方針	「基本計画」の理解度、業務の取組意欲積極性を評価する	15点
③ 技術提案	各テーマについて、的確性、創造性、実現性を評価する。	60点 (15点×4)
④ 設計業務委託料見積書	金額に応じて均等配分して点数とする。	10点

(2) 提出方法

提出方法は、次のとおりです。

- ①提出書類は、前出「4 (3) 事務局及び書類提出先」に持参または、郵送にて提出してください。なお、郵送の場合、配達証明付書留郵便とし、以下③の提出期間までに必着とします。
- ②提出された関係書類を受領した際には、提出書類受領確認書を交付します。なお、郵送にて提出の際には、事務局より提出書類受領確認書を電子メールにて送信しますので、提出書類受領確認書の受け取りを確認した旨を返信してください。
- ③提出期間は、平成29年3月13日(月)午前9時から3月15日(水)午後5時までとします。

(3) 質疑回答

質疑回答は、次のとおりです。

- ①質疑の方法は、第2次審査用質疑書【様式12】により、電子メールで事務局まで送信してください。なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をしてください。
- ②質疑事項は、第2次審査に関する内容とし、質疑書の提出は1回とします。
- ③質疑書の受付は、平成29年2月8日(水)午後5時までとします。
- ④質疑に対する回答は、一括して質疑回答書として取りまとめ、平成29年2月15日(水)午後3時頃までに志木市のホームページで公表します。なお、第2次審査参加者以外の者からの質疑及び本業務に関係のない質疑については、原則、回答しません。
- ⑤質疑回答書は、本実施要領及び「特記仕様書」の追加または、修正事項として実施要領及び「特記仕様書」と同様に扱うものとします。

(4) 公開プレゼンテーション及びヒアリング

公開のプレゼンテーション及びヒアリングの実施は、次のとおりとします。

- ①説明者は、当該業務に配置予定の管理技術者及び建築(意匠)担当主任技術者の計2名とし、原則として代理の出席は認めません。ただし、疾病・交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合は、その旨の理由と代理となる者とを記載した書面(任意書式A4版)を提出してください。内容により判断します。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所及び方法等は、第1次審査後に通知します。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意志がないものとみなし、審査の対象としません。

7 審査結果の通知及び公表

(1) 第1次審査結果

第1次審査結果の通知及び公表は、次のとおりとします。

- ①第1次審査で選定された者に対しては、その結果を電子メールで連絡すると共に、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知します。

②第1次審査で選定されなかった者に対しては、非選定通知を書面で郵送します。

③審査結果は、志木市のホームページに匿名で公表します。

(2) 第2次審査結果

第2次審査結果の通知及び公表は、次のとおりとします。

①第2次審査で最優秀者(設計候補者)及び優秀者(次点)に選定された者に対しては、その旨を電子メールで連絡すると共に書面にて郵送で通知します。

②第2次審査で選定されなかった者に対しては、非選定通知を書面にて郵送します。なお、通知から7日以内に非選定の理由について説明を申し出(A4版 任意書式)により、求めることができます。求められた説明に対する回答は、申し出から10日以内に書面で行います。

③審査結果は、志木市のホームページで公表します。(選定されなかった者は、匿名)

8 失格

(1) 失格の要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- ②提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ③選定委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- ④選定の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤その他本要領に反すると認めた場合

9 業務委託契約

(1) 契約手続

契約手続は、次のとおりとします。

①本プロポーザルにおいて最優秀者(設計候補者)として選定された者から別途見積を徴収し、契約の交渉を行います。

②最優秀者(設計候補者)に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者(次点)を契約交渉の相手方とします。

(2) 業務委託金額及び契約保証金

業務委託金額及び契約保証金は、次のとおりとします。

①最優秀者(設計候補者)に別途提出を求める見積額を基に、予算額の範囲内で、第2次審査において提出された設計業務委託料見積書の金額を上限に決定します。

②契約を締結する際には、委託金額の100分10以上の額の契約保証金を納める必要があります。ただし、前出「3参加資格及び条件(2)参加条件③提出者等の実績ア」に該当する案件が、2件以上ある場合は、志木市契約規則(昭和51年志木市規則第10号)第26条第6号の「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。」に該当すると見なし、契約保証金を免除することができます。

(3) 契約に係る内容

契約の内容は、次のとおりとします。

- ①契約に係る業務としては、「特記仕様書」に記載の業務全てです。
- ②「特記仕様書」に記載が無くとも、本事業遂行にため必要な事項は、発注者と協議のうえ、受託者が責任を持って対処してください。
- ③履行期間は、契約締結の日から平成31年2月28日までとします。

(4) 委託料の支払い

委託料は、次のとおり支払います。なお、前払い金はありません。

- ①平成29年度内に基本設計の成果品を納品され、所定の検査を合格した際に、予算の範囲以内（業務委託契約金額の30%以内）で支払うものとします。
- ②履行期限までに実施設計の成果品を納品され、所定の検査に合格した際に、業務委託契約金額の残金を支払うものとします。

(5) 契約者及び契約手続きにおいて使用する言語・通貨

契約者及び契約手続きにおいて使用する言語・通貨は、次のとおりとします。

- ①契約者は、志木市となります。
- ②言語は日本語、通貨は、日本国通貨とします。

10 その他

(1) 辞退

辞退について、次のとおりとします。

- ①第2次審査を辞退する場合は、辞退届(A4版 任意書式)を平成29年2月8日(水)午後5時までに事務局まで提出してください。
- ②辞退した場合でも、これを理由に今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 工事受注資格の損失

次の各号に該当する場合は、工事受注資格を損失します。

- ①本業務の受託者（その者が本業務に協力を得ようとする者を含む）
- ②本業務の受託者（上記と同じ）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合
ア 一方が他方に出資していること。
イ 一方の代表取締役が、他方の取締役を兼ねていること。

(3) 参加表明等にかかる費用

本プロポーザル参加に必要な費用は、参加者の負担とします。また、賞金等は設けていません。

(4) 提出資料の追加等及び取扱い

提出資料の追加等及び取扱いは、次のとおりとします。

- ①各提出書類は、受付後における提出資料の追加、差し替え及び再提出は、原則認めません。ただし、志木市が提出書類等の確認のため、追加の資料を求めた場合は、この限りではありません。
- ②第1次審査用に提出された参加表明書の提出資料等は、返却しません。

③第2次審査用に提出された技術提案書の提出資料等は、最優秀候補者（設計候補者）以外は、返却できるものとします。返却を希望する場合は、技術提案書にその旨を記入してください。記入がない場合は、返却希望のないものとみなします。なお、優秀候補者（次点）の者が本業務の受託者になった場合は、返却できません。

④提出された資料は、選定を行う作業に必要な場合、複製を作成します。

⑤提出資料及びその複製は、選定以外に提出者に無断で使用しません。ただし、本業務受注者等の技術提案書の一部は市議会等への説明に使用し、志木市のホームページに公表をします。（後日、必要な提出書類の電子データの提出を求めます。）

（5）工事監理業務委託

工事監理業務委託は、本業務完了後、工事請負契約締結までの間に本設計業務受注者を含む複数者による指名競争入札により、受注者を決定します。なお、指名競争入札において本設計業務受注者以外の者が受注者となった場合は、本設計業務受注者と「設計意図伝達業務委託契約」を締結します。

（6）その他

①本業務の実施にあたり、提出書類に記載した配置予定の管理技術者及び各主任技術者は、原則、変更することはできません。ただし、疾病、死亡、退職などやむを得ない事由により、変更する場合は、同等以上の技術者であることの承諾を志木市から得ることとします。

②選定の経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けません。